

後期高齢者医療制度

問 高齢者・保険課 医療係 ☎72-2101(内線327、328)

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人、および65歳から75歳で、一定程度の障害があり、加入を希望する方が対象(被保険者)となります。

8月1日からは新しい後期高齢者医療被保険者証で受診してください

新しい保険証を7月末にお送りしました。古い保険者証は処分し、新しい保険者証で受診してください。

【有効期間】 令和3年8月1日～令和4年7月31日



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の保険料の減免

後期高齢者医療制度の被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入等の減少が見込まれる場合に保険料の減免制度があります。詳しくは、長野県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

人間ドック受診料の助成

【対象】 人間ドックを受診した方(脳ドックは対象外)

【補助額】 日帰り：15,000円 一泊：30,000円

【申請方法】 申請書を記入し、持ち物を持参の上、高齢者・保険課へ申請に来てください。

※申請書は高齢者・保険課窓口にあります。

【持ち物】 被保険者証、ドック受診料領収書(原本)、振込口座のわかるもの

※請求期限は受診日の翌日から1年以内です。

※補助の回数は1人に対し年度内1回まで。

福祉医療費受給者証

問 高齢者・保険課 医療係 ☎72-2101(内線326)

【対象者】 以下の表に該当する方

子ども	出生から中学校卒業まで
心身障害者	特別児童扶養手当2級以上の方 身体障害者手帳3級以上の方(65歳以上の人は4級でも該当になる場合があります。) 療育手帳A1・A2・B1の方 精神障害者保健福祉手帳2級以上の方 障害年金1級の方 65歳以上国民年金法施行令別表該当者
母子・父子家庭など	18歳未満の児童を扶養している母および児童 18歳未満の児童を扶養している父および児童 父母のいない18歳未満の児童
75歳以上の低所得者世帯高齢者	市民税所得割を課せられていない世帯

【有効期限】 令和3年8月1日～令和4年7月31日

※受給資格区分によって有効期限が異なる場合がありますので、届いた受給者証をご確認ください。

上記有効期限と異なる有効期限の受給者証が届いた方は同封の通知をご確認いただき、該当する場合は更新の手続きをしてください。

また、更新の手続きは必要ありませんが、受給資格区分によっては、改めて手続きが必要になる場合があります。

令和3年8月診療分より、中学校3年生までの子どもの福祉医療費の現物給付に柔道整復師の施術療養費も含まれるようになりました。これにより、福祉医療費受給者証が変更となります。新しい受給者証を7月末にお送りしました。なお、県外の医療機関にかかった場合の受給方法は、今までと同様で申請が必要です。